

公益社団法人日本材料学会複合材料部門委員会規程

(名称)

第1条 本委員会は、公益社団法人日本材料学会複合材料部門委員会という。英文では、**JSMS Committee on Composite Materials** と称する。

(目的および事業内容)

第2条 本委員会は、複合材料および関連する材料・構造の複合化・機能化・知能化に関する情報交換/調査/研究を通じて、学術の発展及び技術の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本委員会は、次の研究活動を行う。

- 1) 情報交換/調査/研究
- 2) 研究討論会/シンポジウム/国際学術交流/見学会/研究プロジェクト

第4条 本委員会は、小委員会/プロジェクトワーキンググループをおくことができる。

(入会の方法)

第5条 本委員会活動に参加しようとするものは、本会会員であって、定例委員会で承認を得なければならない。

(委員長および運営にあたる委員、選出方法、任務と任期)

第6条 本委員会に委員長1名、運営にあたる委員として次の委員をおく。

- 1) 副委員長
- 2) 幹事

ただし、必要に応じて幹事の中から庶務幹事を置くことができる。

第7条 委員長は、前委員長および前幹事が推薦し、定例委員会において決定する。副委員長、庶務幹事、幹事は、委員長または前幹事が推薦し、定例委員会で承認を得る。

第8条 委員長は本委員会を統轄し、定例委員会および幹事会を招集し、その議長を務める。ただし、委員長が欠席のときは副委員長が議長を務める。

第9条 委員長および運営にあたる委員の任期は1期2年間とする。ただし、委員長については最大2期とし、幹事については再任を妨げない。

(会議と開催頻度)

第10条 本委員会の運営に関する重要事項は、次の会議にて審議する。会議は年1回以上開催する。

- 1) 定例委員会
- 2) 幹事会

本委員会の議事は、定例委員会での出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

重要事項の審議に関しては、あらかじめ委員に議題を周知するとともに、定例委員会での審議結果をすみやかに委員に通知し、委員の5分の1以上の異議のある場合は、再審議とする。会計年度区切りに近い定例委員会において、下記の事項を付議する。

- 1) 事業報告
- 2) 決算
- 3) 事業計画
- 4) 予算
- 5) その他重要事項

(会計)

第11条 本委員会の経費は以下をもってあてる。

- 1) 本部からの繰入金
- 2) 個人会費
- 3) 団体会費
- 4) 各種行事参加費
- 5) その他

シンポジウムの運営費は、本委員会の補助、シンポジウム参加費、共催団体の分担金などで支弁し、収支決算を定例委員会で報告しなければならない。

プロジェクト研究に必要な運営費は、本委員会の補助及び研究プロジェクトの会費で支弁し、収支決算を定例委員会で報告しなければならない。

本委員会の会計年度は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(本規程の改正)

第12条 本規程の改正には、定例委員会への出席者の4分の3以上の同意を必要とし、さらに理事会に提出のうえ承認を得なければならない。なお、本規定の改正は第10条の重要事項として取り扱う。

附則

本委員会は昭和40年7月に設置された。

本規程は平成21年3月10日から施行する。

平成24年2月24日改正

別途定める事項

定例委員会で配布した資料は、欠席した団体委員に限り無料で送付する。

個人会費及び団体会費の額は定例委員会で決定する。当面個人会費及び団体会費の額は以下の通りとする。

- 1) 個人会費 年額 3,000円 (ただし、名誉会員は無料とする)
- 2) 団体会費 年額 25,000円